

新旧対照表

新	旧
<p>P69 様式第二号 記載要領</p> <p>4 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合)にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する(令第1条の2第1項に規定する建設工事(以下「軽微な工事」という。)については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。</p> <p>9 共同企業体として施工した工事については、請負代金の額に共同企業体の出資割合を乗じた額(甲型)又は分担した工事額(乙型)を記載する。 また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、<u>会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、</u>その完成工事高を括弧書きで付記する。</p>	<p>P69 様式第二号 記載要領</p> <p>4 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する(令第1条の2第1項に規定する建設工事(以下「軽微な工事」という。)については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。</p> <p>9 共同企業体として施工した工事については、請負代金の額に共同企業体の出資割合を乗じた額(甲型)又は分担した工事額(乙型)を記載する。 また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記する。</p>